

《 補 足 説 明 書 》

徳島県県土整備部営繕課

委 託 業 務 名 R 5 営 繕 東 部 県 土 整 備 局 徳 島 庁 舎 徳 ・ 南 末 広 空 調 設 備 改
修 設 計 業 務

別 途 発 注 委 託 業 務 無 し

- ・ 本業務は、重点調査制度の（~~対象業務~~・対象外業務）である。

1 現 地 調 査

希望者は、現地調査をすることができるが、現地に管理者のいる施設については、管理者の了解を得て調査を行うこと。

2 質 疑

閲覧図書に関する質疑がある場合は、入札開始日の3日前（休日・入札開始日を除く）の正午までに、書面により営繕課に提出すること。

質疑の様式は任意とする。書面の提出は持参、郵送（上記期日・時間に係員の手元に必着）、ファクシミリ又は電子メール（ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後に電話により受信について確認すること。）によるものとする。

提出先 営繕課 住 所 〒 7 7 0 - 8 5 7 0 徳島市万代町1丁目1番地
電 話 0 8 8 - 6 2 1 - 2 6 1 6
ファクシミリ 0 8 8 - 6 2 1 - 2 9 2 9
電子メール eizenka@pref.tokushima.jp

（※）質疑の提出期限について

入札開始日が月曜日の場合は、前日及び前々日が休日であることから、水曜日の正午までとなる。

なお、入札予定額等に影響する重大な質疑については、当課から指名業者全員に回答する。

3 注 意 事 項

- ・ 契約の相手方が免税事業者の場合には、免税事業者届出書を直ちに提出すること。

4 成 績 評 定 の 選 択 制

当初業務委託料（税込み）が50万円を超え500万円未満の建築工事に係る設計及び工事監理の委託業務は、成績評定の選択制を試行する。

対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（建築）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

なお、履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。

ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が50万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

5 営繕積算システム（R I B C）の利用料

設計委託金額に営繕積算システム（R I B C）の内訳書数量入力システム L I T E の利用料を含んでいる。

6 公共建築設計者情報システム（P U B D I S）の登録

設計金額が500万円以上の委託業務は公共建築設計者情報システム（P U B D I S）の業務カルテ登録が必要である。

なお、業務カルテ登録料は設計委託金額に含まれている。

7 その他

本業務は令和5年度徳島県設計業務委託等技術者単価を適用している。